

京都市告示第183号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

平成26年6月16日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

明倫自治連合会

2 代表者

理事長 長谷川 明

3 主たる事務所の所在地

京都市中京区室町通錦小路上る山伏山町553

4 活動の対象区域

京都市中京区饅頭屋町、七観音町、手洗水町、筍町、烏帽子屋町、鯉山町、山伏山町、菊水鉦町、了頓凶子町、観音堂町、三条町、六角町、百足屋町、小結棚町、炭之座町、御倉町、衣棚町、釜座町、骨屋町、玉蔵町、西六角町、橋弁慶町、姥柳町、不動町、占出山町、天神山町、西錦小路町の区域

5 活動の目的

明倫地区における良好な景観保持

(都市計画局都市景観部景観政策課)